２　業務継続計画・感染症対策の強化

訂正後

⑵　感染症対策の強化　【令和6年4月1日以降義務化】

事業所における感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の措置を講じる必要があります。

◆　感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催

定期的（おおむね6月又は3月に1回以上（※））に開催し、感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討してください。

（※）サービスにより解釈通知で定める開催頻度が異なります。

赤字が訂正箇所です

◆　感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備

平常時の対策及び発生時の対応を規定してください。

◆　従業者に対する感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施

定期的（年１回以上）に従業者教育を開催（新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。）し、感染対策の基礎的内容等の普及・啓発を行うとともに、事業所の指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行ってください。

【参考】【広島市HP】障害福祉サービス事業所等における業務継続計画（BCP）について
https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/syougaijiritsu02/216637.html（ページ番号：216637）

【参考】感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等（厚生労働省ホームページ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html